

# 令和8年3月定例教育委員会次第

日時：令和8年3月16日（月）  
午前10時～午前11時30分  
場所：犬山市役所4階401会議室

## 1. 開会

## 2. 教育長報告

(前回会議録の承認)

## 3. 付議事件の審議

- |        |                          |          |
|--------|--------------------------|----------|
| 第40号議案 | 犬山市いじめ問題専門委員会規則の制定について   | 学校教育課    |
| 第41号議案 | 犬山市教育委員会事務局規則の一部改正について   | 学校教育課    |
| 第42号議案 | 犬山市教育委員会事務局決裁規程の一部改正について | 学校教育課    |
| 第43号議案 | 犬山市教育委員会事務局学校医等の委嘱について   | 学校教育課    |
| 第44号議案 | 犬山市文化財保護審議会委員の委嘱について     | 歴史まちづくり課 |
| 第45号議案 | 犬山市スポーツ推進委員の委嘱について       | スポーツ交流課  |

## 4. 通信及び請願

## 5. 協議・連絡

- |      |  |       |      |
|------|--|-------|------|
| (1)  | 後援名義使用承認に関する報告   | 文化推進課 | No.1 |
| (2)  | 4月・5月行事予定表について   | 学校教育課 | No.2 |
| (3)  | 令和8年度教職員定期人事異動に係る事項について  | 学校教育課 | No.3 |
| (4)  | 「犬山市の教育施策2026 学びの学校づくり」について  | 学校教育課 | No.4 |
| (5)  | 「犬山市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」について                                    | 学校教育課 | No.5 |
| (6)  | 「犬山市地域クラブ認定要綱(案)」について  | 学校教育課 | No.6 |
| (7)  | 令和7年度犬山市教職員退職辞令伝達式について<br>日時：令和8年3月31日(火) 午前10時00分より<br>場所：犬山市役所2階205会議室 | 学校教育課 |      |
| (8)  | 令和8年度犬山市教職員辞令伝達式について<br>日時：令和8年4月1日(水) 午前9時45分より<br>場所：犬山市役所2階205会議室     | 学校教育課 |      |
| (9)  | 議会の議決を経るべき事件について   | 学校教育課 | No.7 |
| (10) | いじめ防止に向けて  | 学校教育課 | No.8 |

## 6. 自由討議

## 7. その他

## 8. 閉会

犬山市教育委員会第40号議案

犬山市いじめ問題専門委員会規則の制定について

犬山市いじめ問題専門委員会規則を別紙のように定めるものとする。

令和8年3月16日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市いじめ問題専門委員会の運営に関し必要なことを定めるため必要があるからである。

## 犬山市いじめ問題専門委員会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）第8条の規定に基づき、犬山市いじめ問題専門委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、犬山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 医師
- (3) 学識経験者
- (4) 心理に関して専門的な知識を有する者
- (5) 警察官としての経験を有する者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

### (委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (招集及び議事)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が在任しないときの会議は、教育委員会が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のとき

は、議長の決するところによる。

- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、関係者へのいじめに関する聞き取り、調査資料の収集等のため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、委員のうちから委員長が指名する。

- 3 部会ごとに部会長を置く。

- 4 部会長は、部会の構成員のうちから委員長が指名する。

- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

- 6 部会長は、関係者へのいじめに関する聞き取り、調査資料の収集等が終了したときは、その結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育部学校教育課において行う。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

犬山市教育委員会第41号議案

犬山市教育委員会事務局規則の一部改正について

犬山市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和8年3月16日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市教育委員会事務局の事務分掌を整理するため必要があるからである。

## 犬山市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則

犬山市教育委員会事務局規則（平成21年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中ケを削り、コをケとし、ケの次に次のように加える。

コ 地域の教育力の活用に関する事。

第3条第1項第1号中ツをトとし、ソからチまでをチからテまでとし、セの次に次のように加える。

ソ 学校施設の整備及び管理に関する事。

タ 学校のICT環境の整備及び管理に関する事。

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

○犬山市教育委員会事務局規則の一部改正のための新旧対照表

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p>(事務分掌)            第3条 略            (1) 略            ア～ク 略            ケ 略            コ <u>地域の教育力の活用に関すること。</u>            サ～セ 略            ソ <u>学校施設の整備及び管理に関すること。</u>            タ <u>学校のICT環境の整備及び管理に関すること。</u>            チ～上 略            (2)～(4) 略            2 略</p>	<p>(事務分掌)            第3条 略            (1) 略            ア～ク 略            ケ <u>私立高等学校等授業料補助金に関すること。</u>            コ 略            サ～セ 略            ソ～ツ 略            (2)～(4) 略            2 略</p>

犬山市教育委員会第4.2号議案

犬山市教育委員会事務局決裁規程の一部改正について

犬山市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓を別紙のように定めるものとする。

令和8年3月16日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市旅費支給条例（昭和29年条例第12号）の全改正に伴い、教育委員会事務局の決裁規程を整理するため必要があるからである。

## 犬山市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓

犬山市教育委員会事務局決裁規程（昭和55年教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ及び第2号ク中「出張命令」を「旅行命令」に改める。

### 附 則

この訓は、令和8年4月1日から施行する。

○犬山市教育委員会事務局決裁規程の一部改正のための新旧対照表

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p>(専決事項)            第2条 略            (1) 略            ア 略            イ 課長の旅行命令及び休暇に関すること。            ウ～セ 略            (2) 略            ア～キ 略            ク 課員の旅行命令に関すること。            ケ～ヌ 略            (3)～(6) 略</p>	<p>(専決事項)            第2条 略            (1) 略            ア 略            イ 課長の出張命令及び休暇に関すること。            ウ～セ 略            (2) 略            ア～キ 略            ク 課員の出張命令に関すること。            ケ～ヌ 略            (3)～(6) 略</p>

犬山市教育委員会第43号議案

犬山市教育委員会事務局学校医等の委嘱について

犬山市教育委員会事務局学校医等を別紙のように委嘱するものとする。

令和8年3月16日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝

誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市教育委員会事務局学校医の任期満了及び退任に伴い、後任者を学校保健安全法第23条の規定により委嘱する必要があるからである。

犬山市教育委員会事務局学校医等の委嘱について

1. 内科医・眼科医・耳鼻咽喉科医の委嘱

任期：令和8年4月1日～令和10年3月31日

(敬省略)

学 校 名	項 目	内 科 医		眼 科 医	耳 鼻 咽 喉 科 医
犬山北小学校	氏 名	村上 研		宮田 健太郎	丹羽 一志
	勤務先	村上内科		宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科
犬山南小学校	氏 名	保浦 晃徳	安藤 通泰	宮田 健太郎	丹羽 一志
	勤務先	城南クリニック	安藤医院	宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科
城 東小学校	氏 名	安藤 敏仁		宮田 健太郎	丹羽 一志
	勤務先	安藤クリニック		宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科
今 井小学校	氏 名	竹内 正信		小林 浩	丹羽 一志
	勤務先	竹内整形外科クリニック		こばやし眼科	にわ耳鼻咽喉科
栗 栖小学校	氏 名	澤田 敬久		小林 浩	丹羽 一志
	勤務先	ハートクリニックさわだ		こばやし眼科	にわ耳鼻咽喉科
羽 黒小学校	氏 名	宮崎 貢一		山崎 哲	丹羽 一志
	勤務先	宮崎整形外科外科内科		さとし眼科クリニック	にわ耳鼻咽喉科
楽 田小学校	氏 名	板津 孝明	河村 英徳	小林 浩	丹羽 一志
	勤務先	いたつ内科クリニック	カミア整形外科	こばやし眼科	にわ耳鼻咽喉科
池 野小学校	氏 名	兼松 克己		宮田 健太郎	丹羽 一志
	勤務先	すみれ内科クリニック		宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科
東 小学校	氏 名	桑原 生秀		宮田 健太郎	丹羽 一志
	勤務先	くわばらクリニック		宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科
犬山西小学校	氏 名	上田 貴世		宮田 健太郎	丹羽 一志
	勤務先	松村クリニック		宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科
犬 山中学校	氏 名	吉田 司	岡部 誠之介	宮田 健太郎	丹羽 一志
	勤務先	吉田内科クリニック	岡部医院	宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科
城 東中学校	氏 名	兼松 克己		小林 浩	丹羽 一志
	勤務先	すみれ内科クリニック		こばやし眼科	にわ耳鼻咽喉科
南 部中学校	氏 名	河村 英徳		宮田 健太郎	丹羽 一志
	勤務先	カミア整形外科		宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科
東 部中学校	氏 名	桑原 哲		宮田 健太郎	丹羽 一志
	勤務先	みどり診療所		宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科

## 2. 学校歯科医の退任者及び後任者

学 校 名	項 目	退任者（令和8年3月31日）	後任者（令和8年4月1日）
犬山南小学校	氏 名	河田 敏和	河田 高利
	勤務先	河田歯科医院	河田歯科医院
羽 黒小学校	氏 名	石原 朗	宮本 佳宏
	勤務先	石原歯科医院	結デンタル
犬山西小学校	氏 名	野田 修	萩原 佳江
	勤務先	のだ歯科医院	のだ歯科医院

### 【参考】

学 校 名	項 目	歯科医	薬剤師
犬山北小学校	氏 名	佐藤 毅	水野 恵史
	勤務先	佐藤歯科医院	水野薬局
犬山南小学校	氏 名	河田 高利	高木 亮一
	勤務先	河田歯科医院	タカギ薬局
城 東小学校	氏 名	塚原 祐子	間宮 進
	勤務先	塚原歯科医院	城東薬局
今 井小学校	氏 名	渡邊 喜則	水野 恵史
	勤務先	北の門歯科医院	水野薬局
栗 栖小学校	氏 名	鈴木 靖彦	原 宏太郎
	勤務先	いぬやま矯正歯科	はぐる薬局塔野地店
羽 黒小学校	氏 名	宮本 佳宏	奥村 正幸
	勤務先	結デンタル	はぐる薬局
楽 田小学校	氏 名	安藝 維朗	河村 知典
	勤務先	安芸歯科医院	アポロ調剤薬局
池 野小学校	氏 名	吉田 典正	奥村 正幸
	勤務先	吉田歯科医院	はぐる薬局
東 小学校	氏 名	内藤 岳彦	原 宏太郎
	勤務先	たけのこ歯科	はぐる薬局塔野地店
犬山西小学校	氏 名	萩原 佳江	高木 亮一
	勤務先	のだ歯科医院	タカギ薬局
犬 山中学校	氏 名	紀藤 政司	永田 淑規
	勤務先	キトウ歯科医院	パール調剤薬局
城 東中学校	氏 名	滝沢 秀彦	原 宏太郎
	勤務先	たきざわ歯科	はぐる薬局塔野地店
南 部中学校	氏 名	小島 正彰	河村 典久
	勤務先	小島歯科医院	カワムラ薬局
東 部中学校	氏 名	阿部 正俊	間宮 進
	勤務先	阿部歯科	城東薬局

犬山市教育委員会第44号議案

犬山市文化財保護審議会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市文化財保護条例施行規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和8年3月16日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市文化財保護審議会委員の委嘱をする必要があるからである。

## 犬山市文化財保護審議会委員名簿（案）

（任期：令和8年4月1日から令和10年3月31日まで）

No.	職名	氏名	所属等	備考
1	委員	赤塚 次郎	特定非営利活動法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク・理事長	
2	委員	小嶋 毅	犬山市歴史研究会 顧問	
3	委員	林 進	岐阜大学名誉教授	
4	委員	四辻 秀紀	名古屋経済大学 特任教授	

### （1）設置について

- ・犬山市文化財保護条例に基づき犬山市文化財保護審議会を設置する。
- ・教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。
- ・委員は文化財に関して識見を有する者のうちから、犬山市教育委員会が任命する。
- ・委員は7人以内とする。
- ・委嘱期間は、委嘱の日から2年とする。
- ・犬山市文化財保護条例施行規則に基づき、審議会を開催する。
- ・審議会に、会長、副会長を置く。
- ・審議会は会長が招集する。

### （2）委員会の開催について

- ・年2回程度開催

### （3）本委員会の女性比率は0%

犬山市教育委員会第45号議案

犬山市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法第32条第1項の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和8年3月16日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市スポーツ推進委員を委嘱する必要があるからである。

委嘱する犬山市スポーツ推進委員

No	氏名	職業	備考	委嘱期間
1	せんだい 逸二 仙田 逸二	自営業	再任	令和8年4月1日 ～令和10年3月31日
2	はら まさお 原 正男	自営業	再任	令和8年4月1日 ～令和10年3月31日
3	たかぎ たかひと 高木 隆人	無職	再任	令和8年4月14日 ～令和10年4月13日
4	みや たかひで 宮田 孝秀	会社員	再任	令和8年4月1日 ～令和10年3月31日
5	おくむら けんじ 奥村 建治	会社員	再任	令和8年4月1日 ～令和10年3月31日
6	よしの かずみ 吉野 和美	無職	再任	令和8年4月1日 ～令和10年3月31日
7	ほ ぼ まさみき 保浦 正幹	会社員	再任	令和8年4月1日 ～令和10年3月31日
8	よしはら たづこ 吉原田 鶴子	農業	再任	令和8年4月1日 ～令和10年3月31日
9	の ろ かずひこ 野呂 一彦	会社員	再任	令和8年4月1日 ～令和10年3月31日
10	みわ みゆき 三輪 みゆき	会社員	再任	令和8年4月1日 ～令和10年3月31日
11	さしはる ひこ 佐橋 治彦	農業	再任	令和8年4月1日 ～令和10年3月31日
12	みずたに みか 水谷 美香	会社員	再任	令和8年4月1日 ～令和10年3月31日
13	こじま あきこ 小島 暁子	会社員	再任	令和8年4月1日 ～令和10年3月31日
14	いと う ひろのぶ 伊藤 浩申	公務員	再任	令和8年4月1日 ～令和10年3月31日
15	たに しげゆき 谷 繁祐樹	自営業	新規	令和8年4月1日 ～令和10年3月31日

◎ 関係法令

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）（抄）

（スポーツ推進委員）

- 第32条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。
- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
- 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

犬山市スポーツ推進委員設置規則（昭和49年教育委員会告示第4号）（抄）

（目的）

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員（以下「委員」という）の職務その他委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職務）

第2条 委員は、住民のスポーツ推進に関し、次の職務を行なう。

- (1) スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。
- (2) 住民に対して、スポーツの実技の指導を行なうこと。
- (3) 住民のスポーツ活動の促進のため組織の育成を図ること。
- (4) 前各号に掲げるものの外、住民のスポーツの推進のためこの指導助言を行なうこと。

（定数）

第3条 委員の定数は25名以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においても委員を解嘱することができる。

3 委員は、再任されることができる。

犬山市スポーツ推進委員名簿（任期中の委員）

（令和8年3月16日現在）

NO	氏名	委嘱期間
1	仙田逸二	令和6年4月1日～令和8年3月31日
2	原正男	令和6年4月1日～令和8年3月31日
3	高木隆人	令和8年4月14日～令和10年4月13日
4	宮田孝秀	令和6年4月1日～令和8年3月31日
5	奥村建治	令和6年4月1日～令和8年3月31日
6	吉野和美	令和6年4月1日～令和8年3月31日
7	保浦正幹	令和6年4月1日～令和8年3月31日
8	吉原田鶴子	令和6年4月1日～令和8年3月31日
9	野呂一彦	令和6年4月1日～令和8年3月31日
10	戸崎裕美子	令和7年5月10日～令和9年5月9日
11	三輪みゆき	令和6年4月1日～令和8年3月31日
12	佐橋治彦	令和6年4月1日～令和8年3月31日
13	水谷美香	令和6年4月1日～令和8年3月31日
14	小島暁子	令和6年4月1日～令和8年3月31日
15	伊藤浩申	令和6年4月1日～令和8年3月31日
16	武内名古	令和7年6月22日～令和9年6月21日
17	長谷川康子	令和7年6月22日～令和9年6月21日
18	尾藤美津子	令和7年5月10日～令和9年5月9日
19	野口ちひろ	令和6年11月1日～令和8年10月31日
20	石原有里菜	令和6年11月1日～令和8年10月31日